

## いじめ防止や対策のための組織

### 学校に設置する組織

#### 「いじめ防止対策委員会」

学校内のいじめ防止等の取組や、いじめへの措置の検討等を行います。

＜構成員＞学校の複数の教職員（管理職、学年主任、生徒指導担当者、養護教諭等）スクールカウンセラーや心の教室相談員等の心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他関係者

### 教育委員会が設置する組織

#### 「枚方市いじめ問題対策連絡協議会」

いじめ防止等に関する枚方市の関係部課と関係機関との連携の強化のために設置します。

＜構成員＞枚方市・枚方市教育委員会の関係部課担当者、大阪府中央子ども家庭センター、法務局、警察、スクールソーシャルワーカーなど

#### 「枚方市学校いじめ対策審議会」

いじめ防止等の対策が効果的に行われるよう調査・研究をしたり、子どもたちの生命にかかわる重大事態が発生した場合、中立かつ公正な第三者の立場から調査を行うために設置します。

＜構成員＞弁護士や学識経験者、心理や福祉の専門家等、対象となるいじめと利害関係のない第三者

### 市長が設置する組織

#### 「枚方市いじめ再調査委員会」

重大事態の報告結果について、市長が再調査の必要性を認めたとときに設置されます。

＜構成員＞弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等、対象となるいじめと利害関係のない第三者

## 「いじめかな」と思ったら・・・

気軽にまず、相談してください。



枚方市 ひこぼしくん

#### 枚方市立各小中学校

校長・教頭・担任・生徒指導担当等、誰にでも相談できます。

#### 枚方市子どもの笑顔を守るコール (いじめ専用ホットライン)

児童・生徒に関するいじめの相談

072-809-7867

(Fax 072-851-2187)

月～金の9時～17時

(祝日・年末年始を除く)

#### 枚方市子ども総合相談センター「ととな」 (家庭児童相談担当)

子育て、親子関係友人関係のこと等、18歳未満の子どもに関する様々な相談

050-7102-3221

月～金の9時～17時30分

(祝日・年末年始を除く)

#### 大阪府中央子ども家庭センター

子どもや家庭についての相談

072-828-0161

月～金の9時～17時45分

(祝日・年末年始を除く)

#### 大阪府すこやか教育相談24

0120-0-78310

年中無休24時間対応

## 枚方市

## いじめ防止基本方針

## いじめのない社会をめざして

(概要版)



平成26年7月

(平成30年9月改定)

枚方市

## はじめに

いじめは、決して許される行為ではありません。

いじめは、子どもの心と体に、また、その成長に大きく影響を及ぼす重大な人権侵害事象であり、子どもと大人「みんな」が総がかりで取り組むべき課題です。

そのため、大人は日頃からすべての子どもに愛情を持って接する心を持ち、人間性や正義感を育み、信頼に基づいた良好な関係を構築する中で、いじめを許さない風土づくりを進めていかななくてはなりません。

枚方市は、いじめのない社会の実現をめざすために、市・学校・家庭・地域における役割を明確にするとともに、それらが連携し、いじめの未然防止を最優先課題として取り組むための「枚方市いじめ防止基本方針」を策定しました。

この方針に基づき、すべての枚方市立学校園や関係機関をはじめ市民全体で、いじめの克服に取り組む、いじめのない社会、いじめや体罰のない学校づくりを一層進めます。

平成 30 年 9 月

## いじめとは・・・

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第 2 条）

## いじめ防止等のための基本的な考え方

- ① いじめは、どの子どもにも、どの集団でもおこりうる重大な人権侵害で、決して許されるものではありません。
- ② 学校は、家庭・地域・関係機関と連携し、いじめのない学校づくりに取り組まなければなりません。
- ③ 保護者は、子どもがいじめを行うことがないように指導に努めなければなりません。
- ④ 子どもは、自分が大切な存在であることを自覚し、決していじめをしてはならないことを認識しなければなりません。
- ⑤ いじめのない社会を実現するために、市・学校・家庭・地域は、それぞれの立場から、主体的に連携して取組を進めていかななくてはなりません。

## いじめの未然防止のために

### —それぞれの役割—

#### 教育委員会・・・必要な施策の推進

- いじめの未然防止や早期発見のため、定期的な調査や啓発を行います。
- 学校や関係機関と連携して子どもの支援・指導を推進します。
- 相談体制や教職員研修を充実し、学校への支援を行います。

#### 学 校・・・安心して学び、生活できる学校づくり

- いじめのない人間関係が形成できるよう、子どもを指導・支援します。
- いじめアンケート等、いじめの早期発見、早期解決に向けた取組を行います。
- 教職員一人ひとりが人権意識を高め、いじめや体罰の未然防止に向けた研修や体制を整備します。

#### 子ども・・・みんなで協力していじめをなくす

- 「いじめかな」と思ったら、その当事者に声をかけたり、周りの大人に相談したりします。

#### 保護者・・・日頃からコミュニケーションを

- 子どもの話をよく聞き、小さな変化を見逃しません。
- 学校や地域の人々等、子どもを見守っている人々とのコミュニケーションを大切に、情報交換をします。
- 「いじめかな」と思ったら、速やかに学校や関係機関に相談、通報します。

#### 地域・関係機関・・・学校・保護者と連携した子どもの見守り

- 地域は、学校・保護者・関係機関と連携して情報提供し、いじめの未然防止に努めます。
- 子どもにかかわる諸機関は、相互に連携して、子どもの健全育成に努めます。